

議案第 28 号

前橋市市税条例等の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例等の一部を改正する条例

(前橋市市税条例の一部改正)

第 1 条 前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条第 2 項各号列記以外の部分、第 71 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 124 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

(前橋市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 前橋市介護保険条例（平成 12 年前橋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「前 7 日」を削る。

(前橋市国民健康保険税条例の一部改正)

第 3 条 前橋市国民健康保険税条例（昭和 35 年前橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項各号列記以外の部分中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。